

泉大津市議会令和元年第1回定例会会議事項

(令和元年6月19日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	5	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	1
同	6	平成30年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	5
同	7	平成30年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	1 1
同	8	平成30年度泉大津市病院事業会計予算の繰越しの件	1 5
同	9	平成30年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る経費の繰越しの件	1 9
同	1 0	平成31年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	2 3
議 案	2	泉大津市森林環境譲与税基金条例制定の件	2 5
同	3	泉大津市港湾緑地スポーツ施設条例制定の件	3 1
同	4	泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	4 3
同	5	泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正の件	5 3
同	6	泉大津市介護保険条例の一部改正の件	5 9
同	7	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件	6 7
同	8	泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	7 3
同	9	泉大津市火災予防条例の一部改正の件	7 9
同	1 0	令和元年度泉大津市一般会計補正予算の件	8 7
同	1 1	令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 1 1

報告第5号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和元年6月19日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	5
専 決 年 月 日	令和元年5月21日
事 件 名	損害賠償の額の決定及び和解の件

損害賠償の額の決定及び和解の件

平成29年8月29日午後2時20分頃、泉大津市東助松町四丁目3番23号付近の路上において発生した公用車による接触事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

令和元年5月21日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- ## 1 損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

- 2 相手方の住所氏名



「別 紙」

損 害 賠 償 の 額 （ 和 解 金 額 ）

区 分	金 額	備 考
—	9, 6 0 8, 8 4 3 円	治療費等を含む解決金
計	9, 6 0 8, 8 4 3 円	

報告第 6 号

平成 3 0 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件

平成 3 0 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

平成30年度泉大津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	市民会館跡地等活用事業	円 20,996,000	円 20,996,000	円	円	円	円	円	円 20,996,000	
4 衛生費	2 清掃費	災害廃棄物処理事業	20,000,000	20,000,000						20,000,000	
5 農林水産業費	1 農業費	農業振興対策事業	22,866,000	1,342,000		717,000	312,000			313,000	
7 土木費	4 都市計画費	市民会館跡地等整備事業	11,569,000	11,569,000						11,569,000	
7 土木費	4 都市計画費	泉大津駅西地区周辺整備事業	25,724,000	25,724,000		11,683,000		12,600,000		1,441,000	
7 土木費	4 都市計画費	公園施設整備事業	37,359,000	26,936,000		5,624,000		8,100,000		13,212,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 定 財 源 入	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債その他	
13 災害復旧費	公共土木施設 1 災害復旧費	公園緑化施設災害復旧事業	140,054,000	119,490,000		6,017,000		107,000,000	6,473,000
13 災害復旧費	公共土木施設 1 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	3,237,000	3,237,000				3,100,000	137,000
13 災害復旧費	文教施設 2 災害復旧費	小学校施設災害復旧事業	139,975,000	40,295,000		19,744,000		9,800,000	10,751,000
13 災害復旧費	文教施設 2 災害復旧費	中学校施設災害復旧事業	31,139,000	5,759,000		1,658,000		800,000	3,301,000
13 災害復旧費	厚生労働施設 3 災害復旧費	老人集会所災害復旧事業	12,092,000	12,092,000				11,800,000	292,000
13 災害復旧費	厚生労働施設 3 災害復旧費	高齢者保健福祉センター災害復旧事業	1,240,000	1,240,000				800,000	440,000
13 災害復旧費	厚生労働施設 3 災害復旧費	保育所施設災害復旧事業	3,320,000	804,000				600,000	204,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既 特 定 財 源 入	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
13 災害復旧費	厚生労働施設 3 災害復旧費	認定こども園施設災害復旧事業	5,352,000	5,352,000				4,000,000		1,352,000
13 災害復旧費	厚生労働施設 3 災害復旧費	公園墓地災害復旧事業	6,846,000	6,846,000				6,600,000		246,000
13 災害復旧費	農林水産業施設 4 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	1,556,000	1,556,000					777,000	779,000
13 災害復旧費	その他公共施設・公 5 用施設災害復旧費	庁舎災害復旧事業	3,318,000	3,318,000						3,318,000
13 災害復旧費	その他公共施設・公 5 用施設災害復旧費	消防庁舎災害復旧事業	3,942,000	3,942,000				3,800,000		142,000

報告第 7 号

平成 3 0 年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰 越明許費に係る経費の繰越しの件

平成 3 0 年度泉大津市下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

平成30年度泉大津市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 事業費	1 下水道事業費	管渠事業	円 10,283,000	円 10,283,000	円	円	円	円 10,200,000	円	円 83,000
2 事業費	1 下水道事業費	ポンプ場更新事業	137,920,000	137,920,000		68,960,000		68,900,000		60,000

報告第 8 号

平成 3 0 年度泉大津市病院事業会計予算の繰越しの件

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、泉大津市病院事業会計予算の繰越額の使用に関する計画書について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

平成30年度泉大津市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						国庫補助金	企業債	その他			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	病院施設 災害復旧事業	円 4,498,000	円	円 4,047,000	円	円	円 4,047,000	円 451,000	円	事業の遅延 による

報告第 9 号

平成 3 0 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る経費の繰越しの件

平成 3 0 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項において準用する同令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

平成30年度泉大津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳			支出負担行為 予定額	翌年度繰 越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額				収入 特定財源	未収入 府支出金	特定財 地方債そ の他	一般財源		
2 総務費	1 総務管理費	市有施設整備事業(指導課) (教育支援センターブロッック増改修事業)	円 3,300,480	円	円	3,300,480	円	円 3,300,480	円	円	円	円	工事資材の調達 の遅延に伴い工 期が遅れたため	

報告第 10 号

平成 31 年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

平成 31 年度泉大津市土地開発公社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和元年 6 月 19 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第 2 号

泉大津市森林環境譲与税基金条例制定の件

泉大津市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）により、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、当該譲与税を森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条第 1 項の規定により、泉大津市森林環境譲与税基金を設け、その管理、運用、処分等に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市森林環境譲与税基金条例（案）

（設置）

第1条 森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、泉大津市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市森林環境譲与税基金条例（案）要綱

本条例（案）は、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、当該譲与税を森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、泉大津市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設け、その管理、運用、処分等に関する必要な事項を定めるものであること。

1 設置

森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものであること。（第1条）

2 積立て

基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額とするものであること。（第2条）

3 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないものであること。（第3条）

4 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものであること。（第4条）

5 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものであること。（第5条）

6 処分

基金は、1に定める目的を達成する経費に充てる場合に限り、処分することができるものであること。（第6条）

7 委任

この条例（案）の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであること。（第7条）

8 附則に関する事項

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

議案第 3 号

泉大津市港湾緑地スポーツ施設条例制定の件

泉大津市港湾緑地スポーツ施設条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

本市が大阪府から使用許可を受ける予定である堺泉北港緑地の多目的広場、フットサル場、テニスコート等を本市のスポーツ施設として位置付けるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市港湾緑地スポーツ施設条例（案）

（設置）

第1条 スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の健康及び体力の増進に資するため、本市が大阪府から使用許可を受ける堺泉北港緑地の多目的広場、フットサル場、テニスコート等を活用し、泉大津市港湾緑地スポーツ施設（以下「港湾緑地スポーツ施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 港湾緑地スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
汐見公園多目的広場	泉大津市汐見町1 1 1 番地の1 外
中央緑地多目的広場	泉大津市小津島町5 番地の1
中央緑地サブ広場	泉大津市小津島町1 番地の1
中央緑地フットサル場	泉大津市小津島町1 番地の1
中央緑地テニスコート	泉大津市小津島町1 番地の1
なぎさテニスコート	泉大津市なぎさ町3 5 番地の1

（管理運営）

第3条 港湾緑地スポーツ施設の管理運営は、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（使用の許可）

第4条 港湾緑地スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) その他教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 前条各号に定める事由が生じたとき。

(3) その他使用を不可能ならしめる事態が発生したとき。

(使用料の納付)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 使用者の責に帰することができない事由により使用しなかったとき。

(2) 使用期日の3日前までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が承認したとき。

(損害の賠償)

第10条 使用者が故意又は過失により施設若しくは設備をき損し、若しくは滅失したときは、自己の負担において原状に回復し、又は原状回復に要する経費を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 教育委員会は、港湾緑地スポーツ施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に港湾緑

地スポーツ施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第12条 前条の規定により指定管理者に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 港湾緑地スポーツ施設の使用の許可その他の港湾緑地スポーツ施設の運営に関する業務
- (2) スポーツ及びレクリエーションの推進を図り、市民の健康及び体力の増進に資するための事業の実施等に関する業務
- (3) 港湾緑地スポーツ施設並びに附属施設及び附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、港湾緑地スポーツ施設の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金等)

第13条 市長は、指定管理者に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わせる場合は、港湾緑地スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができる。
- 6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者が港湾緑地スポーツ施設の管理を行う場合において、指定管

理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替え)

第15条 第11条の規定に基づき指定管理者に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わせる場合においては、第4条、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

名 称	使用区分	金額（1面につき）
汐見公園多目的広場	1 時間	8 0 0 円
	午前9時から午後5時までの連続使用	5, 6 0 0 円
中央緑地多目的広場	1 時間	5 0 0 円
中央緑地サブ広場	1 時間	5 0 0 円
中央緑地フットサル場	1 時間	5 0 0 円
中央緑地テニスコート	1 時間	(平日) 8 0 0 円 (土・日曜日、祝日) 1, 0 0 0 円
なぎさテニスコート	2 時間	6 0 0 円

(参 考)

泉大津市港湾緑地スポーツ施設条例（案）要綱

この条例（案）は、本市が大阪府から使用許可を受ける予定である堺泉北港緑地の多目的広場、フットサル場、テニスコート等を泉大津市港湾緑地スポーツ施設として位置付け、その管理運営等に関し必要な事項を定めるものであること。

1 設置

スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の健康及び体力の増進に資するため、本市が大阪府から使用許可を受ける堺泉北港緑地の多目的広場、フットサル場、テニスコート等を活用し、泉大津市港湾緑地スポーツ施設（以下「港湾緑地スポーツ施設」という。）を設置するものであること。（第1条）

2 名称及び位置

港湾緑地スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとするものであること。

（第2条）

名 称	位 置
汐見公園多目的広場	泉大津市汐見町1 1 1 番地の1 外
中央緑地多目的広場	泉大津市小津島町5 番地の1
中央緑地サブ広場	泉大津市小津島町1 番地の1
中央緑地フットサル場	泉大津市小津島町1 番地の1
中央緑地テニスコート	泉大津市小津島町1 番地の1
なぎさテニスコート	泉大津市なぎさ町3 5 番地の1

3 管理運営

港湾緑地スポーツ施設の管理運営は、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものであること。（第3条）

4 使用の許可

港湾緑地スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請書を提出し、その許可を受けなければならないものであること。（第4条）

5 使用許可の制限

教育委員会は、次のいずれかに該当する場合には、使用を許可しないものであること。（第5条）

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

6 使用許可の取消し

教育委員会は、4の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができるものであること。（第6条）

- (1) 条例に違反したとき。
- (2) 5に定める事由が生じたとき。
- (3) その他使用を不可能ならしめる事態が発生したとき。

7 使用料の納付

使用者は、次の表に定める使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならないものであること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納することができるものであること。（第7条）

名 称	使用区分	金 額（1面につき）
汐見公園多目的広場	1 時間	8 0 0 円
	午前 9 時から午後 5 時までの連続使用	5, 6 0 0 円
中央緑地多目的広場	1 時間	5 0 0 円
中央緑地サブ広場	1 時間	5 0 0 円
中央緑地フットサル場	1 時間	5 0 0 円
中央緑地テニスコート	1 時間	（平日） 8 0 0 円 （土・日曜日、祝日） 1, 0 0 0 円
なぎさテニスコート	2 時間	6 0 0 円

8 使用料の減免

市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又

は免除することができるものであること。(第8条)

9 使用料の還付

次のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料は、還付しないものであること。(第9条)

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により使用しなかったとき。
- (2) 使用期日の3日前までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が承認したとき。

10 損害の賠償

使用者が故意又は過失により施設若しくは設備をき損し、若しくは滅失したときは、自己の負担において原状に回復し、又は原状回復に要する経費を賠償しなければならないものであること。(第10条)

11 指定管理者による管理

教育委員会は、港湾緑地スポーツ施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わせることができるものであること。(第11条)

12 指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとするものであること。(第12条)

- (1) 港湾緑地スポーツ施設の使用の許可その他の港湾緑地スポーツ施設の運営に関する業務
- (2) スポーツ及びレクリエーションの推進を図り、市民の健康及び体力の増進に資するための事業の実施等に関する業務
- (3) 港湾緑地スポーツ施設並びに付属施設及び附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 上記のほか、港湾緑地スポーツ施設の管理上、教育委員会が必要と認める業務

13 利用料金等

- (1) 市長は、指定管理者に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わせる場合は、港湾緑地スポーツ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者

の収入として収受させることができるものであること。(第13条第1項)

(2) 指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、使用料に関する規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないものであること。(第13条第2項)

(3) 利用料金の額は、使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものであること。(第13条第3項)

(4) 市長は、指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものであること。(第13条第4項)

(5) 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を後納とすることができるものであること。(第13条第5項)

(6) 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるものであること。(第13条第6項)

(7) 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができるものであること。(第13条第7項)

14 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が港湾緑地スポーツ施設の管理を行う場合において、指定管理者は、条例及び条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わなければならないものであること。(第14条関係)

15 指定管理者による管理の場合の読替え

指定管理者に港湾緑地スポーツ施設の管理を行わせる場合における読替規定を定めるものであること。(第15条)

16 委任

この条例(案)の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定めるものであること。(第16条)

17 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和2年4月1日から施行するものであること。(附則第1項)

(2) 準備行為

指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例(案)の施行に必要な準

備行為は、この条例（案）の施行の日前においても行うことができるものであること。（附則第2項）

議案第 4 号

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 3 1 年厚生労働省令第 4 9 号）の施行により、家庭的保育事業者等による連携施設の確保義務が緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年泉大津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第 16 条第 2 項第 3 号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「。附則第 3 項において同じ」を削る。

第 45 条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 3 項中「（第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施さ

れるものに限る。）」を削る。

附則第４項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「５年」を「１０年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、家庭的保育事業者等による連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園のことをいう。以下同じ。）の確保義務が緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

(1) 連携施設の確保の緩和

ア 市長は、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、入所定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを卒園後の受皿に係る連携協力を行う者として適切に確保することをもって、卒園後の受皿に係る連携施設の確保を求めないことができることとするものであること。（第6条第4項及び第5項関係）

イ 恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市長が適当と認める保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受皿に係る連携施設の確保をしないことができるものであること。（第45条第2項関係）

(2) 連携施設の確保に関する猶予期間の延長

家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると市が認める場合は、平成27年4月1日から5年間（令和2年3月31日まで）は連携施設を確保しないことができるとしているところ、当該猶予期間を5年間延長し、平成27年4月1日から10年間（令和7年3月31日まで）は連携施設を確保しないことができるとするものであること。（附則第4項関係）

(3) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(保育所等との連携) 第 6 条 (略) 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことと<u>することができる。</u> (1)及び(2) (略) 3 (略) 4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことと<u>することができる。</u> 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 2 0 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 子ども・子育て支援法第 5 9 条	(保育所等との連携) 第 6 条 (略) 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。 (1)及び(2) (略) 3 (略)

改 正 案	現 行
<u>の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> (2) <u>法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> （食事の提供の特例） 第 1 6 条 （略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)及び(2) （略） (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事</u>の内容、回数及び時機に適切に応	（食事の提供の特例） 第 1 6 条 （略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)及び(2) （略） (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事</u>の内容、回数及び時機に適切に応じる

改 正 案	現 行
じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第２２条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第２３条第２項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （連携施設に関する特例） 第４５条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第６条第１項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>２ 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第４項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第６条第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u> 附 則 １ （略） （食事の提供の経過措置） ２ （略） ３ 前項の規定にかかわらず、施行日	ことができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第２２条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第２３条第２項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第３項において同じ。</u>）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （連携施設に関する特例） 第４５条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第６条第１項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。 附 則 １ （略） （食事の提供の経過措置） ２ （略） ３ 前項の規定にかかわらず、施行日

改 正 案	現 行
後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から	後に家庭的保育事業（<u>第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。</u>）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施

改 正 案	現 行
起算して<u>10</u>年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5 ～ 10 (略)	設の確保をしないことができる。 5 ～ 10 (略)

議案第 5 号

泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 の一部改正の件

泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

児童扶養手当法施行規則（昭和 3 6 年厚生省令第 5 1 号）の一部が改正され、児童扶養手当の受給資格者の所得確認期間が変更されることに伴い、児童扶養手当の受給要件を準用しているひとり親家庭医療費助成事業の対象者においても、同様の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例（案）

泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和５５年泉大津市条例第
１０号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「１月から６月まで」を「１月から９月まで」に改める。

附 則

この条例は、令和元年７月１日から施行する。

(参 考)

泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、児童扶養手当法施行規則の一部が改正され、児童扶養手当の受給資格者の所得確認期間が変更されることに伴い、児童扶養手当の受給要件を準用しているひとり親家庭医療費助成事業の対象者においても、同様の改正を行うものであること。

1 所得確認期間の改正

児童扶養手当の受給資格者の所得確認期間について、1月から9月までの間（改正前：1月から6月までの間）に新たに認定請求する者については前々年の所得を確認することとなったことに伴い、児童扶養手当の受給要件を準用しているひとり親家庭医療費助成事業の対象者に係る所得確認期間においても、次のように同様の改正を行うものであること。（第4条第1項第1号関係）

	改正案	現 行
所得確認期間	各年の <u>1月から9月までに</u> 新たに適用を受けようとする者 にあつては前々年の所得	各年の <u>1月から6月までに</u> 新たに適用を受けようとする者 にあつては前々年の所得

2 施行期日

この条例（案）は、令和元年7月1日から施行するものであること。

泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(所得制限) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな い。 (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の<u>1月から9月までに新たに適用を受けようとする者</u>にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2) (略) 2～4 (略)	(所得制限) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな い。 (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の<u>1月から6月までに新たに適用を受けようとする者</u>にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2) (略) 2～4 (略)

議案第 6 号

泉大津市介護保険条例の一部改正の件

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 1 1 8 号）の公布に伴い、低所得者の第 1 号保険料軽減強化を図るため、その保険料軽減の対象者及び保険料率について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市介護保険条例（平成 12 年泉大津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「30,780 円」を「25,650 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,650 円」とあるのは、「39,330 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「25,650 円」とあるのは、「49,590 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の第 4 条の規定は、令和元年度分の保険料率から適用し、平成 30 年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、低所得者の第１号保険料軽減強化を図るため、その保険料軽減の対象者及び保険料率について定めるものであること。

１ 保険料軽減の対象者及び保険料率

令和元年度及び令和２年度の各年度における第１号保険料軽減の対象者及び保険料率は、所得の段階別に次のとおりとするものであること。（第４条関係）

段階	対 象 者	金 額	
		改正案	現 行
第１段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税非課税世帯の人 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が８０万円以下の人	25,650 円	30,780 円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が８０万円超１２０万円以下の人	39,330 円	47,880 円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、第１・２段階に該当しない人	49,590 円	51,300 円

２ その他所要の規定の整備を行うものであること。

３ 附則に関する事項

（１） 施行期日等

この条例（案）は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用するものであること。（附則第１項）

（２） 適用区分

改正後の第４条の規定は、令和元年度分の保険料率から適用し、平成３０年度分までの保険料率については、なお従前の例によるものであること。（附則第２項）

泉大津市介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(保険料率) 第 4 条 平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(11) (略) 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2 5, 6 5 0 円</u>とする。 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2 5, 6 5 0 円</u>」とあるのは、「<u>3 9, 3 3 0 円</u>」と読み替えるものとする。 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>2 5, 6 5 0</u>	(保険料率) 第 4 条 平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(11) (略) 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3 0, 7 8 0 円</u>とする。

改 正 案	現 行
<u>円」とあるのは、「４９，５９０</u> <u>円」と読み替えるものとする。</u>	

議案第 7 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号）が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付けを受ける者の保証人に関し必要な事項を定めるとともに、災害援護資金の貸付利率等について、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例（案）

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年泉大津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(参 考)

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例（案）要綱

本条例（案）は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「令」という。）が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付けを受ける者の保証人に関し必要な事項を定めるとともに、災害援護資金の貸付利率等について、所要の改正を行うものであること。

1 災害援護資金に係る保証人及び利率

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができるものであること。（第 14 条第 1 項関係）
- (2) 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で規則で定める率とするものであること。（第 14 条第 2 項関係）
- (3) 保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものであること。（第 14 条第 3 項関係）

2 災害援護資金の償還方法

年賦償還に加え、半年賦償還及び月賦償還を追加するものであること。（第 15 条第 1 項関係）

3 その他所要の規定の整備を行うものであること。

4 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

(2) 経過措置

改正後の第 14 条並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世

帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によるものであること。

災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(保証人及び利率)</u> 第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。 (償還等) 第 1 5 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 2 (略) 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 1 3 条第 1 項、令第 8 条から第 1 1 条までの規定によるものとする。	<u>(利率)</u> 第 1 4 条 災害援護資金は、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。 (償還等) 第 1 5 条 災害援護資金は、年賦償還とする。 2 (略) 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 1 3 条第 1 項、令第 8 条から第 1 2 条までの規定によるものとする。

議案第 8 号

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年泉大津市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項及び第 3 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

本条例(案)は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「国基準」という。)の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件が改められたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

1 放課後児童支援員の資格要件の拡大

国基準において、放課後児童支援員の資格要件が次のように改正されたことを受け、本市の基準においても同様の改正を行うものであること。(第10条第3項関係)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準新旧対照表

改 正 後	改 正 前
放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の <u>指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。	放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

2 その他所要の規定の整備を行うものであること。

3 施行期日

この条例(案)は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4 及び 5 (略) 附 則 1 (略) (職員に関する経過措置) 2 この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間、第 1 0 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和 2 年 3 月 3 1 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 (設備の基準に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間、この条例の施	(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4 及び 5 (略) 附 則 1 (略) (職員に関する経過措置) 2 この条例の施行の日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間、第 1 0 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 (設備の基準に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間、この条例の

改 正 案	現 行
行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、第 9 条第 2 項の規定は、適用しない。	施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、第 9 条第 2 項の規定は、適用しない。

議案第 9 号

泉大津市火災予防条例の一部改正の件

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 3 号）及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 3 1 年総務省令第 1 1 号）が公布されたことに伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除等について、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市火災予防条例（昭和 37 年泉大津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

1 改正の内容

(1) 避雷設備に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律において、「工業標準化法」が「産業標準化法」に、「日本工業規格」が「日本産業規格」にそれぞれ改められたことに伴い、当該改正を条例の規定に反映させるものであること。（第16条第1項関係）

(2) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、「条例に規定する特定の住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。」を追加するものであること。（第29条の5第6号関係）

(3) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。ただし、1の(1)は、令和元年7月1日から施行するものであること。

泉大津市火災予防条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(避雷設備) 第 1 6 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。 2 (略) (設置の免除) 第 2 9 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 7 5 度以下で<u>種別が一種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第 1 2 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) (略)	(避雷設備) 第 1 6 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。 2 (略) (設置の免除) 第 2 9 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 7 5 度以下で<u>作動時間が 6 0 秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第 1 2 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) (略)

改 正 案	現 行
<u>(6) 第 2 9 条 の 3 第 1 項 各 号 又 は 前 条 第 1 項 に 掲 げ る 住 宅 の 部 分 に 特 定 小 規 模 施 設 用 自 動 火 災 報 知 設 備 を 特 定 小 規 模 施 設 に お け る 必 要 と さ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す る 消 防 の 用 に 供 す る 設 備 等 に 関 す る 省 令 (平 成 2 0 年 総 務 省 令 第 1 5 6 号) 第 3 条 第 2 項 及 び 第 3 項 に 定 め る 技 術 上 の 基 準 に 従 い 、 又 は 当 該 技 術 上 の 基 準 の 例 に よ り 設 置 し た と き。</u> <u>(7) (略)</u>	(6) (略)

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

(補正第 1 号)

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度泉大津市一般会計予算」の名称を「令和元年度泉大津市一般会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度泉大津市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,155,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月19日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国庫支出金		5,397,086	55,476	5,452,562
	1 国庫負担金	4,735,426	22,044	4,757,470
	2 国庫補助金	611,446	33,432	644,878
14 府支出金		1,882,531	11,022	1,893,553
	1 府負担金	1,311,430	11,022	1,322,452
17 繰入金		392,853	22,633	415,486
	1 基金繰入金	365,107	22,633	387,740
19 諸収入		492,276	16,637	508,913
	5 雑入	448,374	16,637	465,011
20 市債		1,534,800	8,600	1,543,400
	1 市債	1,534,800	8,600	1,543,400
歳 入 合 計		27,040,766	114,368	27,155,134

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,894,768	49,151	12,943,919
	1 社会福祉費	4,609,000	45,438	4,654,438
	2 児童福祉費	4,264,943	3,713	4,268,656
4 衛生費		2,763,260	6,726	2,769,986
	1 保健衛生費	665,956	6,726	672,682
6 商工費		230,320	26,263	256,583
	1 商工費	230,320	26,263	256,583
7 土木費		2,760,449	22,207	2,782,656
	4 都市計画費	641,076	22,207	663,283
9 教育費		1,994,452	10,021	2,004,473
	6 保健体育費	100,207	10,021	110,228
歳 出 合 計		27,040,766	114,368	27,155,134

第2表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
公園整備事業費	補正前	千円 31,800	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	20年以内	5年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	40,400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
(補正額)		8,600							
補正前の額		1,534,800							
合 計		1,543,400							

令和元年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
13 国庫支出金	5, 3 9 7, 0 8 6
14 府支出金	1, 8 8 2, 5 3 1
17 繰入金	3 9 2, 8 5 3
19 諸収入	4 9 2, 2 7 6
20 市債	1, 5 3 4, 8 0 0
歳 入 合 計	2 7, 0 4 0, 7 6 6

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
5 5, 4 7 6	5, 4 5 2, 5 6 2
1 1, 0 2 2	1, 8 9 3, 5 5 3
2 2, 6 3 3	4 1 5, 4 8 6
1 6, 6 3 7	5 0 8, 9 1 3
8, 6 0 0	1, 5 4 3, 4 0 0
1 1 4, 3 6 8	2 7, 1 5 5, 1 3 4

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 民生費	12,894,768	49,151
4 衛生費	2,763,260	6,726
6 商工費	230,320	26,263
7 土木費	2,760,449	22,207
9 教育費	1,994,452	10,021
歳 出 合 計	27,040,766	114,368

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
12,943,919	38,129			11,022
2,769,986	2,106			4,620
256,583	26,263			
2,782,656		8,600	10,637	2,970
2,004,473			6,000	4,021
27,155,134	66,498	8,600	16,637	22,633

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,397,086	千円 55,476	千円 5,452,562

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	4,735,157	22,044	4,757,201
計	4,735,426	22,044	4,757,470

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	170,064	26,263	196,327
2 民生費国庫補助金	133,801	5,063	138,864
3 衛生費国庫補助金	1,058	2,106	3,164
計	611,446	33,432	644,878

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 介護保険事業費負担金	22,044	低所得者保険料軽減負担金

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	26,263	プレミアム付商品券事業事務費補助金
1 社会福祉費補助金	1,350	地域生活支援事業費等補助金
2 児童福祉費補助金	3,713	子ども・子育て支援事業費補助金
1 保健衛生費補助金	2,106	疾病予防対策事業費等補助金

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 882, 531	千円 11, 022	千円 1, 893, 553

(款) 14 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費府負担金	1, 311, 296	11, 022	1, 322, 318
計	1, 311, 430	11, 022	1, 322, 452

補 正 前	補 正 額	計
千円 392, 853	千円 22, 633	千円 415, 486

(款) 17 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	123, 176	22, 633	145, 809
計	365, 107	22, 633	387, 740

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
6 介護保険事業費負担金	11,022	低所得者保険料軽減負担金

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	22,633	財政調整基金繰入金

(款) 14 府支出金

(項) 1 府負担金

補 正 前	補 正 額	計
千円 492,276	千円 16,637	千円 508,913

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	448,374	16,637	465,011
計	448,374	16,637	465,011

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,534,800	千円 8,600	千円 1,543,400

(款) 20 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
4 土木債	286,000	8,600	294,600
計	1,534,800	8,600	1,543,400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	16,637	スポーツ振興くじ助成金（スポーツ青少年課） 6,000 スポーツ振興くじ助成金（都市づくり政策課） 10,637

節		説 明
区 分	金 額	
1 都市計画債	8,600	公園整備事業債

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 12, 894, 768	千円 49, 151	千円 12, 943, 919

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 老人福祉費	1, 993, 091	44, 088	2, 037, 179	33, 066			11, 022
8 障がい者福祉費	255, 363	1, 350	256, 713	1, 350			
計	4, 609, 000	45, 438	4, 654, 438	34, 416			11, 022

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	1, 217, 231	2, 322	1, 219, 553	2, 322			
4 保育所費	704, 614	1, 391	706, 005	1, 391			
計	4, 264, 943	3, 713	4, 268, 656	3, 713			

補 正 前	補 正 額	計
千円 2, 763, 260	千円 6, 726	千円 2, 769, 986

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	200, 964	6, 726	207, 690	2, 106			4, 620
計	665, 956	6, 726	672, 682	2, 106			4, 620

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
28 繰出金	44,088	1 介護保険事業特別会計繰出金事業 44,088	28 繰出金 介護保険事業特別会計への繰出 44,088
13 委託料	1,350	1 一般事務事業（障がい福祉課） 1,350	13 委託料 プログラム変更委託料 1,350

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	2,322	2 一般事務事業（こども育成課） 2,322	13 委託料 プログラム変更委託料 2,322
7 賃金	1,391	3 保育士等配置事業 1,391	7 賃金 臨時職員賃金 1,391

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	6,726	4 予防接種事業（健康づくり課） 6,726	13 委託料 電算処理委託料 976 予診票穿孔料 52 予防接種委託料 5,331 支払事務委託料 367 6,726

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

補 正 前	補 正 額	計
千円 230,320	千円 26,263	千円 256,583

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	178,195	26,263	204,458	26,263			
計	230,320	26,263	256,583	26,263			

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,760,449	千円 22,207	千円 2,782,656

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 公園管理費	125,743	22,207	147,950		8,600	10,637	2,970
計	641,076	22,207	663,283		8,600	10,637	2,970

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 役務費	6,888	6 プレミアム付商品券 事業 26,263	12 役務費 6,888
13 委託料	17,284		通信運搬費 5,888
14 使用料及び 賃借料	2,091		振込手数料 1,000
			13 委託料 17,284
			電算処理委託料 17,006
			商品券発行業務委託料 278
			14 使用料及び賃借料 2,091
			庁用備品借上料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
15 工事請負費	22,207	2 公園施設整備事業 22,207	15 工事請負費 22,207
			設置工事費

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 994, 452	千円 10, 021	千円 2, 004, 473

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 体育館費	29, 679	10, 021	39, 700			6, 000	4, 021
計	100, 207	10, 021	110, 228			6, 000	4, 021

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 備品購入費	10,021	2 体育館維持管理事業 10,021	18 備品購入費 10,021 体育器具購入費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普 通 債	12,424,698	584,800	8,600	593,400	1,204,167		1,204,167	11,805,331	11,813,931
(1) 総務債	694,917	17,700		17,700	117,913		117,913	594,704	594,704
(2) 民生債	531,695	54,600		54,600	13,302		13,302	572,993	572,993
(3) 衛生債	430,054	80,400		80,400	49,473		49,473	460,981	460,981
(4) 農林水産業債	8,300							8,300	8,300
(5) 土木債	5,185,319	282,800	8,600	291,400	629,464		629,464	4,838,655	4,847,255
(6) 公営住宅債	732,429	34,300		34,300	32,464		32,464	734,265	734,265
(7) 消防債	943,671	25,300		25,300	44,905		44,905	924,066	924,066
(8) 教育債	3,898,313	89,700		89,700	316,646		316,646	3,671,367	3,671,367
2. 災 害 復 旧 債	302,600							302,600	302,600
(1) 総務債	3,300							3,300	3,300
(2) 民生債	21,800							21,800	21,800
(3) 衛生債	9,800							9,800	9,800
(4) 土木債	175,100							175,100	175,100
(5) 公営住宅債	4,400							4,400	4,400
(6) 消防債	3,900							3,900	3,900
(7) 教育債	84,300							84,300	84,300
3. そ の 他 債	14,771,608	950,000		950,000	1,044,223		1,044,223	14,677,385	14,677,385
(1) 減税補てん債	254,369				59,665		59,665	194,704	194,704
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	14,381,790	950,000		950,000	974,843		974,843	14,356,947	14,356,947
(3) 減収補てん債	135,449				9,715		9,715	125,734	125,734
合 計	27,498,906	1,534,800	8,600	1,543,400	2,248,390		2,248,390	26,785,316	26,793,916

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

(補正第 1 号)

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度 泉大津市介護保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度泉大津市介護保険事業 特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 19 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		1,165,276	△44,088	1,121,188
	1 介護保険料	1,165,276	△44,088	1,121,188
6 繰入金		885,951	44,088	930,039
	1 一般会計繰入金	835,951	44,088	880,039
歳 入 合 計		5,443,764	0	5,443,764

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
1 介護保険料	1, 1 6 5, 2 7 6
6 繰入金	8 8 5, 9 5 1
歳 入 合 計	5, 4 4 3, 7 6 4

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△44,088	1,121,188
44,088	930,039
0	5,443,764

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,165,276	千円 △44,088	千円 1,121,188

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	1,165,276	△44,088	1,121,188
計	1,165,276	△44,088	1,121,188

補 正 前	補 正 額	計
千円 885,951	千円 44,088	千円 930,039

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 低所得者保険料軽減繰入金	16,587	44,088	60,675
計	835,951	44,088	880,039

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別徴収現年分	△38,824	現年分
2 普通徴収現年分	△5,264	現年分

節		説 明
区 分	金 額	
1 低所得者保険料軽減繰入金	44,088	現年度分

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

